◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（消費者庁）

1　参事官の人数を変更することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第七三号）（総務省）

1　大臣官房に置く参事官を一〇人とすることとした。（第一九条関係）

2　情報通信国際戦略局参事官のうち、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとされている参事官を一人とすることとした。（第六七条関係）

3　統計局及び同局統計調査部並びに同部調査企画課の所掌事務を変更することとした。（第一三条及び第一一六条関係）

4　統計局統計情報システム課を廃止し、同課の所掌事務を新設する同局統計作成支援課及び統計利用推進課並びに統計情報システム管理官に移管することとした。（第一一二条～第一一四条関係）

5　統計局統計調査部経済基本構造統計課を廃止し、同課の所掌事務を同部経済統計課並びに新設する統計局統計作成支援課及び統計情報システム管理官に移管することとした。（第一一八条及び第一一八条の二関係）

6　恩給企画管理官の所掌事務を変更するとともに、恩給審査官を廃止することとした。（第一二〇条関係）

7　統計研修所の所掌事務を変更するとともに、同所の名称を統計研究研修所に変更することとした。（第一一一条、第一二六条、第一三一条及び第一三二条関係）

8　自治行政局市町村課の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第九条関係）

9　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第七四号）（法務省）

1　大臣官房に置かれる参事官一人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第三項関係）

2　訟務局に置かれる参事官二人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第五項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第七五号）（文部科学省）

1　初等中等教育局児童生徒課が所掌していた経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関する事務について、これを同財務課に移管することとした。（第三四条及び第三六条関係）

2　研究開発局参事官の設置期間について、平成三二年三月三一日までとすることとした。（附則第七項関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令等の一部を改正する政令**（政令第七六号）（厚生労働省）

一　厚生労働省組織令の一部改正関係

1　アルコール健康障害対策基本法（平成二五年法律第一〇九号）第一二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画（二において「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関する事務を社会・援護局の所掌事務に追加するとともに、当該事務を所掌する課を障害保健福祉部企画課とすることとした。（第一一条及び第一〇九条関係）

2　独立行政法人福祉医療機構の行う業務（独立行政法人福祉医療機構法（平成一四年法律第一六六号）第一二条第一項第二号に規定する病院等（以下この2において「病院等」という。）の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に限る。）に関する事務を所掌する課を医政局総務課から医政局医療経営支援課に変更することとした。（第三二条及び第三四条関係）

3　自殺総合対策大綱の作成及び推進に関する事務を所掌する課を障害保健福祉部企画課から社会・援護局総務課に変更することとした。（第一〇一条及び第一〇九条関係）

二　内閣府本府組織令の一部改正関係

アルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関する事務を政策統括官の所掌事務から削除することとした。（第三条関係）

三　自殺総合対策会議令の一部改正関係

自殺総合対策会議の庶務について、厚生労働省社会・援護局総務課で処理することとした。（第二条関係）

四　アルコール健康障害対策関係者会議令の一部改正関係

1　アルコール健康障害対策関係者会議に置く専門委員について、厚生労働大臣が任命することとした。（第三条関係）

2　アルコール健康障害対策関係者会議の庶務について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課で処理することとした。（第五条関係）

五　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**環境省組織令の一部を改正する政令**（政令第七七号）（環境省）

1　放射性物質汚染対処技術統括官の設置期間の特例等の期間を延長することとした。（附則第二項～第五項並びに第八項及び第九項関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令**（政令第七八号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁に原子力規制技監を置くこととした。（第二条関係）

2　原子力規制庁長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職の数を七人から六人に改めることとした。（第六条関係）

3　原子力規制庁長官官房に置く課長に準ずる職の数を五人から六人に改めることとした。（第七条第二項関係）

4　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令**（政令第七九号）（内閣官房）

1　会計検査院の事務総局に置かれる官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官を国家公務員法第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者と定める等することとした。

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第八〇号）（総務省）

1　平成二九年度における恩給改定率を〇・九七八とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八一号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）及び関係政令について、厚生年金保険給付積立金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　平成二十八年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二八年政令第一三〇号）について、平成二九年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定を行うこととした。（第三条関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

◇**地方自治法施行令の一部を改正する政令**（政令第八二号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

診療所の病床設置許可等に係る事務・権限を、指定都市の市長が行うものとすることとした。（第一七四条の三五関係）

二　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇**地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八三号）（総務省）

1　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）及び関係政令の規定について、厚生年金保険給付積立金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条関係）